「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正（平成 28 年 10 月 1 日施行）への対応について

マネー・ローンダリング対策強化のため、平成 28 年 10 月 1 日をもって、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）が改正されます。
今回の犯収法改正により、下記の通り取引時の確認方法が変わります。

記

【主な変更点】
1．健康保険証等の顔写真がない本人確認書類の取扱いの変更
2．法人の実質的支配者の確認方法の変更
3．法人を代表して取引を行う担当者に対する権限の確認方法の変更
4．外国政府等において重要な公的地位にある者等との取引に係る確認の追加

変更内容

1．健康保険証等の顔写真がない本人確認書類の取扱いの変更

各種健康保険証等の顔写真がない本人確認書類の提示を受ける場合、他の本人確認書類等により追加の確認が必要となります。

本人確認書類（顔写真なし）	変更点
各種健康保険証 各種年金手帳 母子健康手帳 共済組合の組合者証、加入者証等	①　原本の提示＋他の本人確認書類の提示 例えば、健康保険証の提示＋住民票の写しの提示など ただし、住民票の写し＋戸籍謄本（戸籍の附表の写しが添付されているもの）など、本人以外でも取得可能なものだけの組み合わせは不可 ②　原本の提示＋現住居の記載のある補完書類（＊）の原本の提示 ＊公共料金の領収書等で、領収日付等が６ヵ月以内のものに限る ※弊社では、原則として①の対応とさせていただきます。 ※①及び②の方法で提示が出来ない場合は、別途お問合せください。

本人確認書類の組合せの適否（例）
- 健康保険証＋年金手帳　＝　○
- 健康保険証＋住民票の写し　＝　○
- 住民票の写し＋戸籍謄本（戸籍の附表の写しが添付されているもの）　＝　×
- 戸籍謄本（戸籍の附表の写しが添付されているもの）＋公共料金の領収書等　＝　×

2．法人の実質的支配者の確認方法の変更

法人の議決権の 25%超を直接または間接に有している自然人が実質的支配者に該当します。
（ただし、他に 50%超の議決権を直接または間接に有している自然人がいる場合等を除く。）

従来の実質的支配者の確認では、法人が実質的支配者になるケースや実質的支配者の該当のないケースもありましたが、今回の改正では実質的支配者の定義が変更され、個人又は国（上場会社等を含む）まで遡ることが必要となり、全ての法人において実質的支配者が存在することとなりました。

ケースごとの確認（一般的事例）

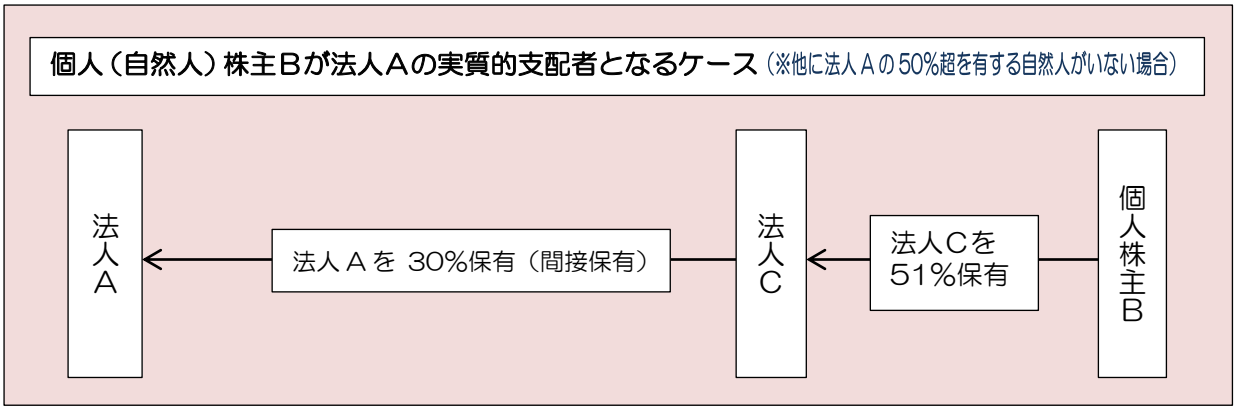

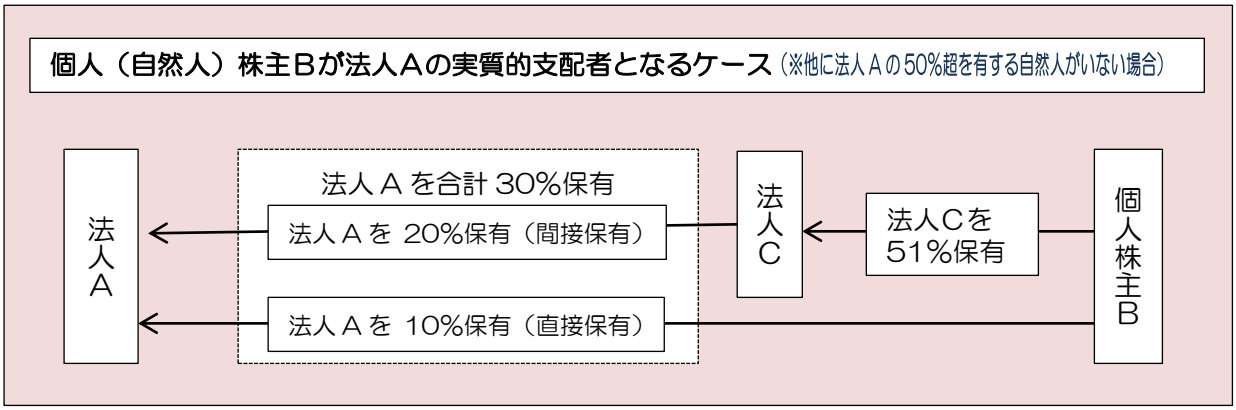

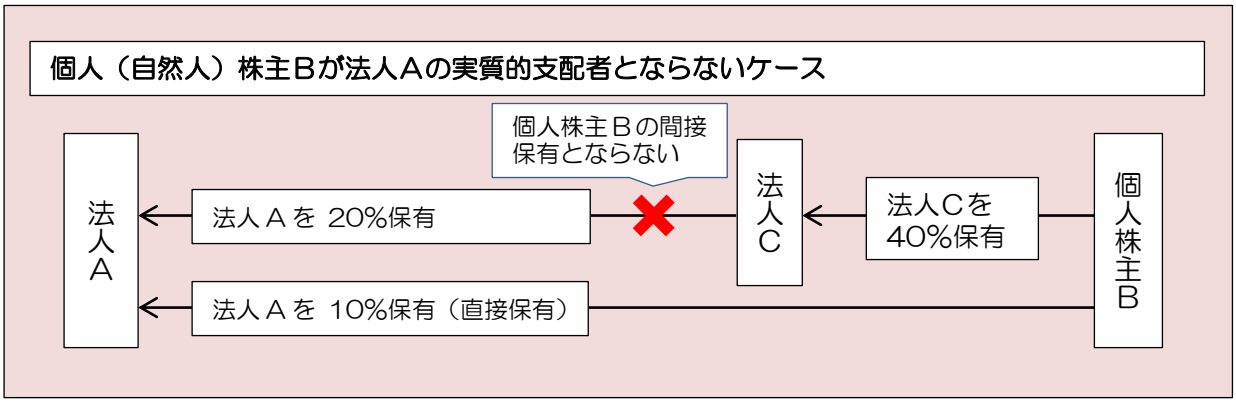

法人Ａの 25%超を保有する個人（自然人）株主がいないケース

出資等により支配的影響力を有する個人（自然人）がいればその者。いない場合は法人Ａを代表し、その業務を執行する個人（自然人）が実質的支配者となる。
例えば、代表取締役、等

３．法人を代表して取引を行う担当者に対する権限の確認方法の変更

法人を代表して取引を行う担当者に対する権限の確認方法として、当該法人が発行する身分証明書（社員証等）が使えなくなります。
委任状等の取引権限を有することを証する書類を有していることなどが必要です。
※口座開設の申込書等において、法人が取引を行う権限を委任していることが明確である場合（たとえば、押印された書面において、法人を代表して取引を行う担当者に取引を一任する旨の申出が行われている）には、当該申込書等の受入れをもって「委任状等の取引権限を有することを証する書類を有している」ものとすることができる。

4．外国政府等において重要な公的地位にある者等との取引に係る確認の追加

外国政府等において重要な公的地位にある者※（過去にその地位にあった者）及びその家族並びにこれらの者が実質的支配者である法人については、厳格な取引時確認を実施します。

※外国において、元首や日本の内閣総理大臣その他の国務大臣・副大臣、衆参両議院の議長・副議長、最高裁判所の裁判官、統合幕僚長・統合幕僚副長、陸・海・空の幕僚長・幕僚副長に相当する職、中央銀行の役員の職にある者など

すでに本人特定事項等の確認が行われていても、新たに別の取引口座の開設などを行う場合には、再度確認が必要。また、200 万円を超える財産の移転を伴う取引を行う場合は、再度の本人特定事項等の確認に加え、資産及び収入の状況について書類（源泉徴収票、預貯金通帳等）での確認が求められている。

以上